ハ　クレジット・デフォルト・スワップについては、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

リスク・ポジション＝想定元本額×残存期間

三　支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

イ　金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支払

ロ　互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

2　ヘッジ・セットは、次の各号に従って設けるものとする。

一　個別リスクの低い負債性商品（第二百六十二条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品（第二百六十二条において一・六〇パーセントを超えるリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）に類似した支払内容を持つものを除く。）、取引の相手方から受け入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差し入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百六十二条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがある場合に限る。）については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二　個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。）、取引相手方に差し入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百六十二条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがない場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三　負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは、同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次のイからニまでに掲げるものである場合は、それぞれ当該イからニまでに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。

イ　株式　同一の発行体ごと又はインデックスごと

ロ　貴金属　同一の貴金属ごと又はインデックスごと

ハ　電力　二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと

ニ　コモディティ（貴金属及び電力を除く。）　同一のコモディティごと又はインデックスごと

四　外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける。

3　リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

一　株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

二　負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三　支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四　負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4　CCFは、次の各号に定めるものとする。

一　負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCFは、次の表の原資産の種類に応じ、それぞれ同表に定める掛目とする。

原資産	金	株式	貴金属（金を除く。）	電力	コモディティ（貴金属及び電力を除く。）
掛目（パーセント）	五	七	八・五	四	十

二　負債性商品を原資産とする場合、CCFは、次の表の原資産の種類に応じ、それぞれ同表に定める掛目とする。

原資産	個別リスクの高い負債性商品	個別リスクの低い負債性商品（クレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションに限る。）	その他
掛目（パーセント）	〇・六	〇・三	〇・二

三　外国為替に関する場合、CCFは一・五パーセントとする。

四　前三号に該当しないものの場合、CCFは十パーセントとする。

（期待エクスポージャー方式）

第四十九条　標準的手法採用最終指定親会社は、金融庁長官の承認を受けた場合に、期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

2　標準的手法採用最終指定親会社が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネッティング・セット（当該ネッティング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第五十一条第十一号及び第百三十五条第七項において同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する実効EPEは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる実効EE_{tk}は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める実効EPEの算出に当たって、当該満期までの間に同号のΔt_kで加重平均した実効EPEを用いるものとする。

一　与信相当額＝α×実効EPE

αは、1.4（取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的なαを用いることとする。）

二　実効EPE＝$\sum_{k=1}^{n}$実効$EE_{tk}\times\Delta t_k$

nは、t_kが一年となるようなn

Δt_kは、t_k-t_{k-1}

三　実効EE_{tk}＝max（実効EE_{tk-1}、EE_{tk}）

EE_{tk}は、将来の時点t_kにおける、内部モデルにより推計されたエクスポージャーの額の平均（以下「期待エクスポージャー」という。）とする。ただし、実効EE_{t0}は、カレント・エクスポージャー（期待エクスポージャーの算出の対象となるネッティング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネッティング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。第百三十五条第六項において同じ。）とする。